

令和4年度 生活援助検討型地域ケア会議活動実績

令和5年1月末現在

開催目的	<p>介護保険制度において、介護支援専門員は、通常の利用回数よりかけ離れた回数の生活援助が中心である訪問介護を居宅サービス計画に位置付ける場合には、市町村へ届け出る仕組みとなっており、届出を受けた市町村は、地域ケア会議等を通じて、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による妥当性の検討を行い、必要に応じて居宅サービス計画の内容の再検討を促すものである。</p> <p>さらに、令和3年度の制度改正により、令和3年10月1日以降に作成又は変更された居宅サービス計画について、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所を市町村が抽出し、点検・検証する仕組みが導入された。これにより利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげていくものである。</p> <p>こうした取組を通じて、ケアマネジメントの適正化を図り、ひいては、介護支援専門員の資質の向上に資するものである。</p>
実施方法	<p>1回（2時間）当たり 3件程度 月1回 ※コロナ禍のためリモート会議により開催している。</p>
実施回数	8回（22件）
対象者	<p>居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付けている対象者（要介護認定者）及び、令和3年10月1日以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、一定の要件に該当し、市町村が指定した要介護認定者</p>
助言者	医師、薬剤師、管理栄養士、リハ職、主任ケアマネジャー、地域包括支援センター職員
令和3年度に抽出した課題	<p><課題> 家族や地域から孤立した状況が気力低下等につながり、低栄養状態、不衛生な状態等、健康を損なうような状況がみられる。</p>
令和3年度末～令和4年度に取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月28日（介護予防）居宅介護支援事業者説明会実施 「ケアプラン作成における必要な視点」 （内容）生活課題を導くための課題分析（アセスメント）の重要性や、アセスメントを行う上での必要な情報の確認、ケアプランの意味と役割、作成方法等 ・令和5年2月20日介護予防支援従事者研修予定 「介護予防サービス・支援計画書の講義・演習」 （内容）自立支援に資する介護予防ケアマネジメントのためのアセスメントの重要性や介護予防ケアマネジメントの過程に沿った各段階での必要な視点や手法について、アセスメントマニュアルを活用した講義・演習 要介護者等の在宅生活の限界点を高めていくために求められる視点と対策等 ・令和4年度ケアプラン点検 33事業所実施（37事業所実施予定） （内容）居宅介護支援事業所のケアマネジャー全員のケアプランを取り寄せ、点検対象を選択し、作成担当者（ケアマネジャー）と市担当者がケアプランの根拠についての確認を一緒に行う「振り返りの作業」を実施し、次回からのケアプラン作成に役立つように適切なプラン作成の視点・気づきを促すように努めている。 また、地域ケア会議で抽出された課題について、ケアプラン点検時においても低栄養状態のリスクがある場合等における取組の必要性について気づきを促す等、解決に向けた取組を行った。
成果	<p><地域ケア会議での新たな視点やアプローチの方法等についての意見・助言によるケアマネジャーの取組と成果></p> <p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気力の低下 → デイサービスの利用回数を増やしたり、食事の準備等の際に、ホームヘルパーが、本人に対して頻回な声かけや一緒に食事の準備等を行い、人との関わりの機会を多く持てるような取組を行ったところ、笑顔が見られるようになり、言葉数も増えてきた。 ・低栄養状態 → 本人の好きなプリンやヨーグルト等を購入し、手の届く場所に置くようにしたところ、食欲が回復し、栄養状態の改善につながっている。

地域ケア会議から 見えてきた課題	解決に向けた対応	個別ケースに残った課題	地域課題
主な視点 ①暴言・暴力 ②体重の減少 ③嚥下機能の低下 ④身体機能の低下	①デイサービスなどの利用により、気分転換、人との交流を図る。精神科の医師に相談 ②栄養改善に向け、バランスの良い食事を摂取しているか確認 ③嚥下機能の向上のためのリハビリの実施、脱水に注意する。 ④理学療法士等が介入し、自宅でできる運動を習慣化していく。	コロナ禍におけるサービス付き高齢者向け住宅等入居者に対する外部サービスの利用制限による運動量等の減少	認知症により徘徊や不穏行動等がみられる場合における地域の見守り体制づくりと連携の強化

令和4年度に把握した課題	<p>認知症により徘徊等がみられる場合には、介護サービスだけでは支援が不足するため、どのように、必要な支援体制を構築していくか課題となっている。</p> <p>また、コロナ禍におけるサービス付き高齢者向け住宅等の入居者に対する外部サービスの利用の制限により、利用者の運動や他者との交流等の機会が減少している。</p>
対応方針	<p>利用者に対する介護サービスの提供により、地域の方々が無関心にならないように、これからも地域の見守りの支援を得られるように地域への働きかけが重要となる。そのためには、家族や知人、民生委員、地域包括支援センター等とも情報共有や連携を図りつつ、見守り等の協力を得るための取組が必要である。また、コロナ禍において通所サービス等の利用が制限される傾向にあることから、主治医や関係機関と情報共有を図りつつ、適切なサービスの利用につなげていけるよう取組を行うことが必要となる。このことから、ケアマネジャーに対する研修やケアプラン点検等において、ケアマネジメントの適正化及び介護支援専門員の資質の向上が図れるよう研修や指導内容を検討していく。</p>